福井医療大学地域保健教育推進会議規程

(趣旨)

第1条 本会議は地域住民の健康問題の解決、健康生活の向上、並びに保健医療従事者の 資質の向上に資する支援事業を企画推進し、地域住民の保健上のニーズに寄与すること を目的とする。

(組織)

- 第2条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) リハビリテーション学科 教員 3名
 - (2) 看護学科 教員 1名
 - (3) 事務員 1名
 - (4) 学長が指名した教職員

(任期)

- 第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 2 委員長は構成員の互選により選出する。

(会議)

- 第4条 会議は、原則として、月1回開催する。なお、必要に応じ臨時開催をすることができる。
 - 2 会議は委員長がこれを招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名を受けたものがその職務を代 行する。
 - 4 会議の開催は、委員の3分の2以上の出席を以て成立するものとする。

(協議事項)

- 第5条 委員会の企画・運営事項は、以下の事業を扱う。
 - (1) 地域住民の健康問題ならびに健康生活に関連する講演会の開催
 - (2) 地域住民の健康問題ならびに健康生活に関連する相談会の開催
 - (3) 地域住民の健康問題ならびに健康生活に関連する研修会の開催
 - (4) 授業公開(注:学生用の講義、特別企画講義等)
 - (5) 出前講義(注:依頼講義、特別企画講義等)
 - (6) 地域で働く医療従事者の卒後教育
 - (7) 学園の現状案内と事業案内
 - (8) その他

(報告)

第6条 委員会の活動については、教授会に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附則

附則1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。